

太陽 ASG 今月の経理情報

今回のテーマ： 減価償却制度の改正

平成 19 年度税制改正により、平成 19 年 4 月 1 日以後に取得をした減価償却資産については、残存価額と償却可能限度額が廃止され、耐用年数経過時に 1 円(備忘価額)まで償却できるようになります。

1 償却限度額の計算

	改 正 前	改 正 後
定額法	(取得価額－残存価額)×定額法償却率(A)	取得価額×(A)
定率法	期末残存簿価×定率法償却率	(一定の年度※前) 期末残存簿価×(A)×250% (一定の年度※後) 期末残存簿価÷残存耐用年数

※ 「一定の年度」とは、改正後定率法による償却額 < 期末残存簿価÷残存耐用年数となる年度をいいます。

2 減価償却限度額の新旧比較

例示：取得価額 100,000,000 円 償却率 定額法 0.2
耐用年数 5 年 定率法 0.5 (改正前は 0.369)

経過年数	改正前		改正後	
	定率法	定額法	定率法	定額法
1年目	36,900,000	18,000,000	50,000,000	20,000,000
2年目	23,283,900	18,000,000	25,000,000	20,000,000
3年目	14,692,140	18,000,000	12,500,000	20,000,000
4年目	9,270,741	18,000,000	6,250,000	20,000,000
5年目	5,849,837	18,000,000	(注) 6,249,999	19,999,999
6年目	3,691,247	5,000,000	-	-
7年目	1,312,135	-	-	-
残存価額	5,000,000		1	

(注) 改正後の定率法の 5 年目の償却額

- ・ 5 年目の定率法による償却額 $6,250,000 \text{ 円} \times 0.5 = 3,125,000 \text{ 円}$ ①
- ・ $6,250,000 \text{ 円} \div (1 \text{ 年} \div 5 \text{ 年}) = 6,250,000 \text{ 円}$ ②
- ・ ①<②のため、「一定の年度」となる 5 年目の償却限度額は、(②－備忘価額 1 円) の 6,249,999 円となります。

改正前は、法定耐用年数経過後も償却計算をする必要がありましたが、改正後は、定率・定額法ともに法定耐用年数経過時に 1 円 (備忘価額) となります。

お見逃しなく！

平成 19 年 3 月 31 日以前に取得をした減価償却資産については、取得価額の 95% まで償却した事業年度の翌事業年度から 5 年間で均等償却することになります。平成 19 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用されます。